

知財法務の勘所Q & A（第98回）

商号と商標－商号変更の際の留意点、注意点

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
弁理士 前田 結花

はじめに

商号と商標はともに企業活動において重要な役割を果たしますが、それぞれの違いや適切な管理については、十分に理解されていないところもあります。本稿では、企業が商号変更を行うケースを想定し、その際に生じ得る疑問や実務上のポイントについて検討します。

Q1 商号と商標の違いは何ですか？

A1 「商号」は会社の名称をいい、「〇〇株式会社」のように、会社の種類に応じて株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社という文字を含めたものをいいます（会社法6条1項、2項）。商号を登記するには法務局に対して登記申請を行う必要があり、登記が認められると、他人による同一の所在場所における同一商号の登記が禁止されます（商業登記法27条）。

一方、「商標」は、人の知覚によって認識することが出来るもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるものであって、商品又は役務について使用をするものをいいます（商標法2条1項）。端的には「商品やサービスを第三者のものから識別するための文字やマーク」と整理することができ、こと会社名に関するものとしては、上述の商号（例：「〇〇株式会社」）、会社の種類を除いた会社の名称（例：「株式会社」を除いた「〇〇」）、会社のロゴ（例：「〇〇」を図案化したもの）などが、商標登録の対象となるケースが多いといえます。商標を登録するには特許庁に対して出願手続きを行う必要があり、登録が認められると、商標権者には登録商標を独占的に使用する権利が付与され、かつ、第三者による登録商標と同一・類似商標の使用が禁止されます（商標法25条、37条1号）。

Q2 商号を変更する場合、新たに商標出願・登録する必要はありますか？

A2 上記の商標権の効力（商標法25条、37条1号）を考慮すると、商号を変更する場合、新商号を商標登録するメリットは大きく、新たに商標出願・登録をする必要がある場合が多いと思われます。

一方で、「商標」の態様は、上述の通り、会社名を示すものであっても「〇〇株式会社」とい